

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	湯之尾地区 (滝ノ上、山下、鶴泊、平沢津、猶原、小原松山、湯之元、川北宇都、愛都、川北麓上、川北麓中、北俣、築地、山田中原、中野、湯之尾新町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、水稻を中心に、中心経営体においては肉用牛との複合経営が多く行われている。農業者の平均年齢は68歳である。特に、平沢津地区においては後継者不足が課題となっており、今後の遊休農地化が懸念されている。

【地域の基礎的データ】

農業者:166人(うち50歳以下18人)、団体経営体(法人)4経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区外からの担い手を積極的に受け入れ、地域の農業を担う者としての育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	163 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体のほか、兼業農家等の多様な経営体への集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、計画的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では基盤整備事業に取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの担い手を積極的に受け入れ、中心経営体となるよう育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社の受委託事業を活用し、作業負担を軽減し、現在の営農を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--